

「青森県医療費適正化計画（第四期）」改定の概要

1 計画の位置づけ

- 高齢者の医療の確保に関する法律第9条の規定に基づき、国が定める医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（医療費適正化基本方針）に即して県が定めることとされている、医療に要する費用の適正化を推進するための基本的な指針。

【計画の趣旨等】

- 県民の健康の保持の推進と医療の効率的な提供の推進を図り、医療費適正化の取組を推進。
- 計画期間は、令和6年度～令和11年度（6年間）

2 改定の背景

- 令和6年3月 社会保障審議会医療保険部会において後発医薬品に係る新目標が決定

（主目標） 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを令和11年度末までに全ての都道府県で80%以上（継続）
（副次目標①） 令和11年度末までに、バイオシミラー（バイオ後続品）が80%以上を占める成分数が全体の成分数の60%以上（新規）
（副次目標②） 後発医薬品の金額シェアを令和11年度末までに65%以上（新規）



- 令和6年9月 社会保障審議会医療保険部会において新目標を踏まえた医療費適正化基本方針の見直しを行う方針が確認



- 令和6年11月 医療費適正化基本方針の一部改正（厚生労働省告示第326号）

3 改定の概要

○ 国の新目標決定を踏まえ、本県においても、国に準じた目標設定を行うこととします。

区分	目標値（改定前）	目標値（改定後）	直近の状況
後発医薬品の 使用割合 （数量シェア）	なし （国の議論を踏まえて見直す。）	<u>80%以上</u> （令和11年度）	82.2% （令和3年度）
後発医薬品の 使用割合 （金額シェア）	なし	<u>65%以上</u> （令和11年度）	55.4% （令和3年度）
バイオ後続品の 使用割合 （数量シェア）	なし （国の実態調査結果等を踏まえて検討する。）	バイオ後続品に80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の <u>60%以上</u> （令和11年度）	バイオ後続品に80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の12.5% （令和3年度）

【主な取組】

○ 国における後発医薬品に係る診療報酬上の評価、患者への情報提供、医療関係者の信頼性向上のための品質確保等の取組に対応し、後発医薬品に対する知識の普及など後発医薬品の安心使用促進の環境づくりに取り組んでいきます。

○ これまで実施してきた後発医薬品使用促進に係る普及啓発活動の枠組みを利用しながら、バイオ後続品の使用促進について被保険者や医療関係者等の理解を求めていきます。

4 医療費適正化の取組による効果（見通し）

○ 改定後の医療費適正化の目標を達成した場合の令和11年度の本県医療費の見通しは約5,093億円となり、計画開始時点（令和5年度末）の約4,726億円から約367億円の増加となりますが、医療費適正化の取組を行わなかった場合よりも約51億円（改定前は約37億円）医療費の伸びの適正化が図られる見込みです。

	令和5年度	令和11年度（将来推計）			
		医療費適正化の取組なしの場合 (A)	医療費適正化の取組ありの場合 (改定前)	医療費適正化の取組ありの場合 (改定後) (B)	差額 (B)-(A)
医療費総額 (億円)	4,726	5,144	5,108	<u>5,093</u>	<u>▲51</u>